

県民意見 募集中!

和歌山県議会では、県民の皆さんの健康の増進を図り、元気で健やかな生活の実現に寄与することを目的とする「和歌山県歯と口腔の健康づくり条例」(仮称)について、議員提案に向けて検討を重ねています。

このほど、条例案のあらましをまとめました。

県民の皆さんのご意見をいただいて9月定例会の期間中に条例案をまとめ、12月定例会には条例議案を議員提案する予定です。

皆さんのご意見をお待ちしています。



歯科保健推進に係る条例案検討会

座長	尾崎 太郎	副座長	服部 一
	森 礼子		坂本 登
	前芝 雅嗣		中村 裕一
	谷 洋一		浦口 高典
	奥村 規子		中 拓哉
			平木 哲朗
			岸本 健
			長坂 隆司
			岩田 弘彦

和歌山県歯と口腔の健康づくり条例(仮称)の内容

目的

- ・ 県の責務並びに県民及び教育関係者、保健医療関係者、福祉関係者、事業者、保険者等の役割を明らかにする。
- ・ 歯と口の健康づくりに関する施策の基本となる事項を定める。
- ・ 施策を総合的かつ計画的に推進することで、県民の健康の増進を図り、元気で健やかな生活の実現に寄与する。

基本理念

- ・ すべての県民が生涯を通じて、自ら主体的に歯と口の健康づくりに取り組む。
- ・ 必要な歯と口の保健医療サービスを受けることができるよう、環境を整備していく。

県の責務

- 本県の特性に応じた、次の基本的施策の実施・推進
 - (1) 情報の収集及び提供
 - (2) 市町村、関係者等との連携
 - (3) 市町村が行う歯と口の健康づくりの支援
 - (4) 歯科と医科の連携体制の構築
 - (5) 成人期におけるむし歯対策及び歯周病対策
 - (6) 高齢者の口腔機能の維持向上
 - (7) 歯と口の健康づくりに携わる者の確保と資質の向上
 - (8) 障がい者、介護を要する者、被虐待児童等に対する歯科保健医療サービスの確保
 - (9) 8020運動(80歳になっても自分の歯を20本以上保つよう、歯と口腔の健康づくりを進める運動をいいます。)の普及啓発
 - (10) このほか、必要な施策
- 歯と口の健康づくりに関する計画の策定
- 歯科保健等の実態調査
- 11月8日をいい歯の日とし、11月をいい歯の月間と定めて、その趣旨の普及と啓発
- 必要な財政上の措置



連携
協力



環境
整備

関係者の役割

- 教育関係者
学校での子どものむし歯・歯周病の予防
- 保健医療関係者
歯科と医科における予防と治療の連携・協力
歯と口の健康づくりの実践
- 福祉関係者
高齢者、障がい者、介護を要する者、
保育園児、被虐待児童等の歯と口の機能の維持
- 事業者
従業員に対する歯科健診等の取組
- 保険者
被保険者に対する歯と口の健康づくりの取組



県民の役割

- 知識及び理解を深める
- 歯と口の健康づくりの実践
- 保護者
子どもの歯の健康状態に常に注意
子どもが歯の病気にかかったときは適切な治療



あなたのご意見を、ぜひ・・・

①ご意見の募集期間 平成23年8月29日(月)まで

②詳しい内容は・・・

県議会ホームページ

<http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/200100/www/index.html>

県の機関でも、資料を配付しています。

- ・ 和歌山県議会事務局調査課・図書室
(県庁北別館・議会棟2階)
- ・ 和歌山県情報公開コーナー(県庁本館2階)
- ・ 各振興局健康福祉部

③ご意見の提出方法

住所、氏名、電話番号を明記して、次のいずれかの方法でお送りください。様式は自由です。

郵送 郵便番号 640-8585

(宛先住所の記載は不要です。)

和歌山県議会事務局 調査課政策班

ファクシミリ 073-441-3581

Eメール e2003001@pref.wakayama.lg.jp

*電話でのご意見は受け付けておりませんので、ご了承ください。

④ご意見の取扱い

いただいたご意見は、個別にお返事はしません。取りまとめの上、ご意見とその回答を県議会のホームページで公表する予定です。また、住所・氏名などの個人情報公表いたしません。この意見募集以外の目的に使用することはありませんので、安心してご意見をお寄せください。

⑤お問い合わせ先

和歌山県議会事務局 調査課政策班

☎073-441-3580(直通)



QRコード